

医事業務及び診療情報管理業務委託契約書（案）

沖縄県立八重山病院長 篠崎 裕子（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、医事業務及び診療情報管理業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、医事業務及び診療情報管理業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

3 第1項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約）

（委託料金）

第3条 この契約に基づく委託料は、 円とする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

2 前項に定める委託料の各年度の総額は、以下のとおりとする。

平成31年度（平成31年4月～平成32年3月） 円

平成32年度（平成32年4月～平成33年3月） 円

3 前2項に定める委託料月額は、 円（消費税を含む）とする。

但し、端数については別紙に基づき振り分ける。

4 乙は、当該月の業務完了後に前項の月額を翌月の10日までに甲に請求し、甲は乙の適正且つ正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定に基づき免除とする。

（現場従事者及び責任者）

第5条 乙は、業務現場において直接業務に従事する者（以下「現場従事者」という。）及び現場従事者を指揮監督その他業務の遂行に必要な事務をつかさどる責任者（以下「現場責任者」）を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。

2 乙は、契約期間中に現場従事者及び現場責任者等に変更があった場合は、甲に対し速やかに通知するものとする。

3 甲は、業務履行に関する注文、指示等は前項の現場責任者に対し行うものとする。

4 乙は、現場従事者及び現場責任者に業務の遂行に必要な十分な技能を修得させ、業務遂行に万全を期するとともに風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、健康管理に努めなければならない。

5 乙は、現場従事者及び現場責任者に乙の定める従業員であることを明確にするものとする。

6 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(業務遂行の計画及び報告)

第6条 乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。

2 乙は、実施結果を甲に報告し、業務の完遂を確認しあうものとする。

(業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第8条 甲は、乙が実施する業務内容又は管理運営等が不相当と認めるときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(法令上の責任)

第9条 乙は、現場従事者及び現場責任者に対する労働関係法、その他法令の一切の責任を負うものとする。

(機器等の提供及び光熱水費等の負担並びに善管注意義務)

第10条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料等(以下「機器等」という。)を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙が使用する電話料及び光熱水費等は、業務の処理上甲が必要と認める場合に限りにおいて、甲の負担とする。

3 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故がおきないよう常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

4 前項の事故等が発生したとき、又はそのおそれがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(機密の保持)

第11条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約を履行するうえで乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が各号に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。

(2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 翌年度以降において、予算の減額又は削除があったとき。

- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対し3ヶ月前に通知しなければならない。
- 3 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(履行不能の場合の措置)

第15条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない理由により契約の全部又は契約の一部を履行することができない場合は、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託代金の支払を免れるものとする。

(事務の引継)

第16条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切且つ確実に、事務の引継を受けなければならない。

- 2 この契約が終了したとき、又は解約された場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切且つ確実に、甲が指示する者に対して事務を引継がなければならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する事項について甲と乙との間に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 住所 沖縄県石垣市字真栄里584番地1
沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙 住所